

## 「コーデックス作業管理及び執行委員会の機能 (Codex Work Management and Functioning of the Executive Committee)」の議論の経緯と論点整理 参考資料<sup>1</sup>

### 1. コーデックスの作業管理をめぐる顛末の概要・経緯

本作業は2013年第36回総会において、インドのスパイス部会の設立の際に日本が行った発言を契機として始まった（当時の日本の目的は、新規部会の設立はコーデックスの作業負担を増大させるので極力控え特別部会で対応すべきとの考えで、これはコーデックス評価書に記されている勧告に基づく）。ちょうどコーデックス50周年、また、2002年に実施したコーデックス評価書（コーデックスで初めて行われた外部組織による評価）<sup>2</sup>から10年というタイミングであったことから、新規部会の設立だけでなく、コーデックス評価書に挙げられた勧告のレビューも含めて実施することとなった。

2014年の第28回CCGPでは、作業管理の検討にあたり、日本の討議文書（CX/GP 14/28/10）に基づき議論がなされた。また、実施に当たり、誰がこの作業を担うのかについて、特にFAO/WHOとの関係性の問題を含めて議論がなされた（CCGPではCCGPが主体となって実施したいという議論が大勢を占めたものの、コーデックスはそもそもFAO/WHOの下部組織であることからそのルール・活動のもと運営される必要があり、こうした評価もFAO/WHOのもと、執行委員会や総会との協議を通じてなされるべきとの議論があった）。結局、現在の戦略計画（2014-2019年）の活動4に基づき、コーデックスの運営システムや活動のレビューをする包括的プロセスの構築、FAO/WHOの権限において2002年に実施したコーデックス評価書のレビューを行うことを執行委員会に提案した。

2014年の第69回執行委員会では、まずコーデックス事務局を主体として内部の検討を行い、（必要に応じて）外部の評価を実施する、2段階の進め方に合意し、まずは、FAO/WHOの協力のもと、コーデックス事務局が2015年の第29回CCGPで検討をするための文書を作成することを求めた。同年の第37回コーデックス総会は、コーデックス事務局による文書作成を認め、そこに、執行委員会の効率性や代表性についての論点やコーデックス評価書の内容のフォローアップから取り掛かることで合意した<sup>3</sup>。

コーデックス事務局はこれらの決定に基づき、2015年の第29回CCGPで議論をするた

<sup>1</sup> 本添付資料は、松尾真紀子、江津爽「コーデックス一般原則部会における交渉プロセス及びガバナンス課題分析」『厚生労働科学研究費補助金（食品の安全確保推進研究事業）国際食品規格策定プロセスを踏まえた食品衛生規制の国際化戦略に関する研究、平成27年度分担研究報告書』の添付資料に、平成28年度の経緯をアップデートし、適宜修正をしたものである。

<sup>2</sup> <http://www.fao.org/docrep/meeting/005/y7871e/y7871e00.htm>

<sup>3</sup> 開始からの経緯については、平成26年度の松尾真紀子、浅田玲加、岩崎舞、鬼頭末沙子（2015）「厚生労働科学研究費補助金「国際食品規格策定プロセスを踏まえた食品衛生規制の国際化戦略に関する研究（平成26年度）」分担研究報告書、pp.273-333も参照。

め、まず 2002 年のコーデックス評価書で挙げられた 42 の勧告に基づき、その後の経緯も含めて整理した文書を策定した (CX/GP 15/29/6 = CX/CAC 15/38/9) (詳細は本資料の 2. を参照)。この文書では、5 つの分野 ( マンデートと優先順位づけ、コーデックスと FAO/WHO との関係性、コーデックスにおける戦略的ガバナンス - 執行理事会 (Executive Board、CX-EB) 設置の検討、コーデックスの部会構成の見直し、コーデックスの作業の効率化 ) と 18 の提案を示した (詳細は本資料の 3. を参照)。しかしその資料の配布が会議の開催に十分先立ってなされなかったことから、第 29 回 CCGP では自由討議にとどめ、決定や勧告はなされなかった。事務局の上記文書、それに対する各国コメント (CX/CAC 15/38/9 Add.1) は第 70 回執行委員会、第 38 回総会に回付された。しかし、2015 年の第 70 回執行委員会では、6 つの鍵となる分野として、戦略的ガバナンス、新興の問題への対応力、コンセンサス、コーデックス部会間の連携、執行委員会の有効性と代表性、執行委員会と総会の効率性を掲げた。これは、第 29 回 CCGP における事務局の整理とは異なるものであったため、混乱が生じた。

同年の第 38 回総会では、第 29 回 CCGP 以降に得られたコメントをもとに事務局が FAO/WHO とともに整理して、フェーズ 1 (事務局主導で行うレビュー) の ToR 案を回付することを決定した。そして 2016 年に開催される、第 30 回 CCGP 及び第 71 回執行委員会 で ToR について議論をして、第 39 回総会でスコープを決定し、その後フェーズ 1 を開始する予定であった。しかし第 30 回 CCGP で、ToR の議論の中で、この作業が特にコーデックス戦略計画 (2014-2019) 戦略目標 4 に関連するので、その中で行うべきとの意見と、そうでない、とする意見で大きな対立があり、また、コンサルテーションの進め方、レビューの実施主体、予算 (およそ 10 万米ドルとされていた) などについては、十分な議論の時間がとれず、検討できなかった。第 71 回執行委員会では、第 30 回 CCGP が ToR 案についての議論で合意することができず、この作業の目的とスコープに関するコンセンサスを得ることは難しいと指摘された。そして、ToR の作業を停止し、コーデックス事務局がコーデックス戦略計画における定期的見直し (regular review) の一環でコーデックス作業管理の作業を行うことを勧告した。なお、外部評価に関しては、FAO/WHO はコーデックスに対する評価が必要と判断した場合はいつでもする権限を持つとも指摘した。この勧告を受けて、同年第 39 回総会 (2016 年) では、ToR の作業は停止し、コーデックス内でのレビュー作業は、コーデックス戦略計画 (2014-2019) の戦略目標 4 (効果的かつ効率的な作業管理システム及び活動の実行) の中でコーデックス事務局を主体として定期的見直しを実施することとなった。

補足

2002 年の「コーデックス評価書」にある 42 の勧告は 2003 年の第 25 回コーデックス総会及び、第 26 回総会で議論し、38 の提案にまとめなおされ (そのうち重要文献は、以下の表 1 の文書にある) 、その後数年にわたって総会や関連する部会で議論がおこなわれた。こ

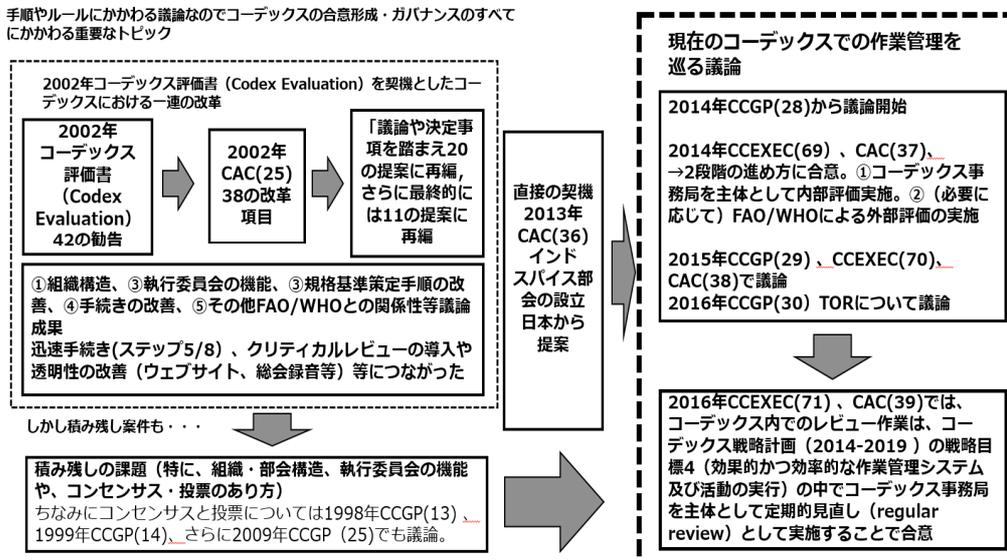
の提案は議論や決定事項を踏まえ 20 の提案 ( CL 2005/12CAC ) に再編、さらに最終的には 11 の提案 ( CL 2005/29-CAC ) に再編された。

表 1

Review of the Codex committee structure and mandates of Codex committees and task forces, including regional committees	(ALINORM 03/26/11 Add.1) (related to Recommendations 16, 17)
Review of the functions of the Executive Committee	(ALINORM 03/26/11 Add.2) (Recommendations 9, 10);
Improved processes for standards management	(ALINORM 03/26/11 Add.3) (Recommendations 18, 20, 23, 24);
Review of the Rules of Procedure and other procedural matters	(ALINORM 03/26/11 Add.4) (Recommendations 8, 22, 23, 24, 26, 27, 28)
Implementation of other Recommendations	(ALINORM 03/26/11 Add.5).

## コーデックス作業管理を巡る議論の顛末

手順やルールにかかわる議論なのでコーデックスの合意形成・ガバナンスのすべてにかかわる重要なトピック



以下は、上記の文書(評価書の勧告とそれをもとに合意した総会の提案)をコーデックス事務局が再整理しまとめた文書(CX/GP 15/29/6 = CX/CAC 15/38/9)を要約し、CX/CAC 15/38/9 Add.1にある表から、第26回総会(CAC26)における決定事項、2009年段階での実施状況の報告、2009年以降の動きを事実関係の補足として追記し、また、平成26年度の分担研究報告書の調査を踏まえて<sup>4</sup>、関連する補足事項を別途筆者が追記して整理したものである。

<sup>4</sup> 平成26年度の報告書では、添付資料2の中で、2003年に行われた第26回総会にて事務局が整理した5つのテーマ(地域調整部会を含むコーデックス部会と特別部会の構造とマニフェストに関するレビュー、執行委員会の機能のレビュー、規格策定管理のプロセスの改善、手続規則のレビューや他の手続問題、その他の勧告の実施(FAO/WHOの活動分野)についての論点と、その後それを踏まえて集中的に議論された2005年までの経緯について整理を行った。

2 . コーデックス事務局による勧告・論点整理 CX/GP 15/29/6 と補足

2.1 Mandate and priorities	
<p><b>Recommendation 1</b>  <b>コーデックスのマンデート</b></p>	<p><b>概要</b>  <u>コーデックスの作業のスコープは食品基準の安全/健康部分をきちんとカバーすべき。したがって、</u>            ・特殊用途食品、健康強調表示、栄養補助・添加等がなされた食品に関する作業の強化。            ・包装容器資材と、食品の製造剤・生物学的薬剤（ industrial processing agent , ）            についての新規作業を行うべき。</p> <hr/> <p><b>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b>            ・なぜ包装容器と、食品の製造剤・生物学的薬剤（ industrial processing agent , bioagent ）が強調されているのか不明（ para17 ）            ・これまでにない新たな課題などの特定するため戦略的ホライゾンスキャンニング（ horizon scanning ）をする必要がある（ para18 ）。</p> <p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b>            2009 年の実施状況報告：GSFA と GSCTF、食品規格の統一的フォーマットの使用により、食品安全の問題を一般問題部会に集中できた。            2009 年以後の展開：スパイス部会については特別部会や、既存の部会のマンデートの拡張等に対応することなく、2013 年に新たな個別食品部会（ CCSCH ）が設立された。</p> <p>補足：過去に実施した国際シンポ（ 2013 年 50 周年国際シンポ及び 2014 年国際シンポ ）での議論より、<u>Food safety を主眼とし、最優先の事項としつつも、今後の潜在的な Emerging issue の洗い出しをしたところ以下のような論点があった。</u>            ・今後コーデックスが対応すべき課題にはセキュリティの観点もありうる food security の問題もある（ 世界人口の増加 ）            ・気候変動など様々な状況が変化中、環境問題の視点は必要ないか？直接的な関係性はなくとも関連はしうる（ FAO (2008) Climate change - implication for food safety ）            ・コーデックス基準と他の地域協定との関係性の課題：地域における調和と国際レベルでの調和に齟齬がある場合の調和メカニズムはどうあるべきか。            ・科学的な手法上の課題：リスク分析の枠組みだけでなく、リスクベネフィットの手法の展開も重要であろう。複数物質の同時暴露の安全性評価をどう考えるか。リスク評価に必要なリソースの欠如といった課題もある。            ・その他：高齢化(の国もある) 食習慣の変化、食品分野における新たな技術の開発、グローバルな食流通構造の変化、抗生物質耐性等の問題への対応等。</p>
<p><b>Recommendation 2</b>  <b>作業内容の範囲</b></p>	<p><b>概要</b>  <u>コーデックスは健康・安全に直接関係ない分野における追加的な作業をするべきでない。</u></p> <hr/> <p><b>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b>            ・これは Recommendation 3 の事項と矛盾するのではないか（ para19 ）            ・インドスパイス部会（ CCSCH ）の設立は議論を呼んだ。新規部会の設置は控え、時限的な特別部会に対応すべきとする Recommendation16 にも反する（ para21 ）。</p>

	<p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b>  2009年以後の展開：コーデックスでは地域規格を含む新たな食品への取り組みを継続。2013年にはCCSCHが設立された。2009年から25の食品規格が採択されたが、そこには11の地域規格が含まれていた(CCASIAによるものが6つ、CCNEAが3つ、CCLAが2つ)。地域調整部会による新規食品規格の提案が、国際的な生産物のためのものである際には、クリティカルレビューが有効に機能した。</p>
<p><b>Recommendation 3  マンドートの優先事項</b></p>	<p><b>概要</b>  基準策定における優先事項は以下の項目にすべき。  1) 消費者の健康・安全にかかわる基準  2) 途上国の必要性に応じた個別食品規格  3) 先進国の必要性に応じた個別食品規格  4) 健康・安全に直接関係のない情報提供を目的とする表示</p> <hr/> <p><b>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b>  ・消費者の健康・安全の確保が最優先とされるべき。新規作業はクリティカルレビューをもとに検討している (para22)。</p> <p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b>  CAC (25) の議論：コーデックス規格策定の優先事項は消費者の健康と食品安全の保護であることを再確認、他の項目については将来的にさらなる議論を要するとした。  CAC (26) の議論 (proposal 38 に相当)：CCGP に、現在のコーデックスの優先順位を反映するよう、作業の優先順位のクライテリアについて再度検討するように要請。  2009年以後の展開：2010年に、CAC(33)は作業の優先順位設定のクライテリアの修正と(規格策定の提案への対応性と、国際的重要性に関わる二つのクライテリアの追加)個別食品に適用できる作業の優先順位のクライテリアの適用に関するガイドラインを採択。</p>
<p><b>Recommendation 4  マンドートの内容・承認について</b></p>	<p><b>概要</b>  コーデックスの包括的かつ明確なマンドートがFAO総会及びWHOの総会で承認されるべき。マンドートは例えば以下のような簡潔なものがよい。  "The formulation and revision of international standards for food, in collaboration with other appropriate international organizations, with priority to standards for the protection of consumer health while taking into full account the needs of developing countries."</p> <hr/> <p><b>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b>  ・今のところコーデックスのマンドートの変更はしておらず、FAO/WHOの総会にも提出はない。コーデックスの食品安全にかかわる作業はWTO/SPSに関連すると明確に認識され、またTBT協定にも関連することが暗黙的に認識されている (para26)。</p> <p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b>  CAC (25) の議論：CAC(25)は、現行のマンドートは保持されるべきであるが将来的には議論されるかもしれない、ということに合意。CAC(26) (proposal 24に相当)でも同じ結論となった。</p>

2.2 Management of the Codex Programme and links to FAO/WHO	
<b>Recommendation 5</b> <b>FAO/WHO への伝達</b> <b>報告メカニズムにつ</b> <b>いて</b>	<p><b>概要</b>  FAO/WHO は、コーデックスが発する正式勧告を FAO 及び WHO の意思決定機  関に伝達する方法を決めるべきである(例えば FAO の委員会を通じて総会に提  出するなど)。</p> <hr/> <p><b>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b>  ・コーデックス事務局と FAO/WHO との間には、互いの作業を向上させるのに  十分な相互作用があるように思われる。しかし、CAC は FAO 総会や WHO 総  会に対して報告を行わなければならないという規定(コーデックス規程第 5 条)  があるにもかかわらず、コーデックスの問題は FAO 総会や WHO 総会で常に議  題とされるわけではない(para.28)。  ・コーデックス関連の問題のうち、定期的に WHO 執行理事会を通じて WHO  総会に報告されるのは、JECFA の成果のみ(para.29)。  ・FAO 総会は、コーデックスや関連する FAO の活動への支援を常に表明して  いる(para.30)。</p> <p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b>  2009 年の実施状況報告：2003 年から FAO/WHO でコーデックスについて議論  されたのは以下のみと報告 第 56 回 WHO 総会 (2003) コーデックス評価報告  (WHA56.23 決議が採択された) 第 33 回 FAO 総会 (2005) コーデックス委員  会のステータスに関する修正(修正は承認) 第 59 回 WHO 総会 (2006) コー  デックス委員会のステータスに関する修正(WHA59.16 決議が採択)  2009 年以後の展開：FAO の COAG (農業委員会)と理事会(2014)で、コーデ  ックスへの科学的アドバイスに対する十分かつ持続的なサポートと、コーデ  ックスへの発展途上国参加の強化の重要性について報告があった。</p>
<b>Recommendation 7</b> <b>コーデックスの独立</b> <b>性のあり方について</b>	<p><b>概要</b>  コーデックスは FAO 及び WHO の下部組織であり続けるべきだが、コーデッ  クス作業プログラムに関する優先順位設定や管理は更なる独立性、権限と責任  を付与されるべきである。</p> <hr/> <p><b>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b>  ・コーデックスは FAO 憲章第 条で定める、機関として一定の自律性を有して  いるが、第 条にいう機関(例:IPPC)ほどの独立性は有していない(para.32)。  ・FAO/WHO からの財政支援を正当化するためには、コーデックスの作業に関  して、より厳密な作業計画及び予算プロセスが必要(コーデックスの予算を  FAO/WHO の予算に関するプロセスに位置づける) FAO/WHO の上級職員は、  最低でも年に一回は、コーデックスの管理の問題について事務局と議論して  おり、これらの会議は予算計画の合理化を促進するメカニズムになりうる  (para.33)。</p>

	<p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b></p> <p>CAC (25) の議論：CAC(25)は、親組織の FAO/WHO が作業プログラムや予算の承認をすれば、提案と執行においてコーデックスがより強い独立性を持つべきとした。</p> <p>2009 年の実施状況報告：優先事項の設定は、コーデックスが常に担ってきた。この作業は、優先順位設定のためのクライテリアの策定で、公式化・透明化された。また、2002 年から、コーデックスの活動は、作業と予算に関して FAO プログラムから分離された。コーデックス事務局長は D-1 に格上げされ、コーデックスの執行について予算保持者( budget holder )としての責任を与えられた。</p> <p>2009 年以後の展開：2013 年からコーデックス事務局は、FAO 食品消費者保護部 ( food and consumer protection division ) の解体に伴い、農業消費者保護局統括補佐官 ( assistant director general, agriculture and consumer protection department ) に属し、コーデックス事務局長は、直接 FAO の ADG に対して報告を行う。</p>
<p><b>Recommendation 13</b>  <b>コーデックス事務局のスタッフ構成について</b></p>	<p><b>概要</b>  事務局は、より執行的な機能を持つべきであり ( Executive Secretary という職を作る ) また上級職員がさらに必要である。</p> <p><b>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーデックス事務局のスタッフでは、D-1 クラスが執行機能を担い ( P-5 クラスの 2 名の補佐が必要 ) その他 P-4 クラス 2 名、P-3 クラス ( food standard officers ) 2 名がその他のコーデックスの作業をするのに必要 ( para.34 )</li> <li>・過去に、コーデックス事務局の空きポストへの職員採用 ( 内部昇進を含む ) を行ったものの、欠員が長期にわたったことがある ( para.36 )。</li> <li>・事務局の専門的構造に関するレビューは、2,3 年後に検討しても良いかもしれない ( para.37 )。</li> <li>・コーデックスのプログラムは、技術的・科学的助言及び管理面の監督 ( 食品安全、栄養、環境 ) コーデックス信託基金の運営、コーデックス関連の能力開発、そして法務においても、FAO/WHO の人的資源に大きく依存している。しかし、FAO/WHO の人的資源は非常に限られている ( para.38 )。</li> </ul>
	<p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b></p> <p>CAC (25) の議論：CAC25 は、コーデックス委員会の増大する任務と見合うように事務局を増員しそのスタッフを昇級させるという勧告を強く支持。</p> <p>2009 年の実施状況報告：2002 年の評価後、コーデックスは初めに ESN で、そして 2006 年から AGN の中で独立を確保。D-1 クラスの secretary と、P-5 クラスの上級官 ( senior officer ) のポストがつくられ、他のポストも P-2 から P-3 へ引き上げられた。結果として、事務局は D-1 クラスが一人、P-5 クラスが二人、P-4 クラスが二人、P-3 クラスが二人となった。一般職員 ( General service staff ) に変更はなく、計 7 人だったが、上級レベルでは、一つの G-4 クラスが G-5 へ、三つの G-3 クラスが G-4 へ引き上げられた。1990 年代後半から、日本と韓国は、専門職スタッフ ( professional staff ) の出向を通じて、コーデックス事務局を支援。アメリカは 2005 年、専門官 ( professional officer ) を配置。</p> <p>2009 年以後の展開：FAO 農業消費者保護局の ADG のユニットとなった。</p>
<p><b>Recommendation 15</b>  <b>事務局の予算について</b></p>	<p><b>概要</b>  事務局における人的及び財政的資源を増やすべきである。</p>

	<p>-----</p> <p><b>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーデックスの予算は、FAO/WHO の他のプログラムの予算が大幅に削減される中でも、「確保」されてきた(para.39)。</li> <li>・コーデックスの通常の活動は現在の予算でカバーできるが、追加的な資源を得るには、明確な必要性と詳細な活動計画によって正当化しなければならない。Recommendation#7 に対するコメントの通り、FAO/WHO から十分な財政支援を得るには、より透明な予算及び作業計画プロセスが必要である(para.40)。</li> </ul> <p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b></p> <p>2009 年の実施状況報告：勧告 13 参照</p> <p>2009 年以後の展開：2000-2001 年から、二年に一度の予算が約 75 パーセント上昇した（米ドル 5068000 から 8756000 へ）。WHO の占める割合が 2013 年に増やされたが、20%を超えることはなかった。</p>
<p><b>補足：背景</b></p>	<p>2.3 Strategic governance within Codex -“Executive Board”</p> <p>コーデックス評価書では、執行委員会が現在のように <u>戦略管理機能（全体としての戦略、予算、作業計画）と 基準策定の管理機能（基準の進行状況の監督）の二つを担うのではなく、Executive Board と Standards Management Committee を設置することで二つの機能を別の組織が行うべきと提案。</u> これを受けてコーデックスで議論がなされたが、第 26 回総会では、結局そうした提案は受け入れず（特に規格策定の管理機能を別に持つ Standard management committee 設立への支持が得られなかった）、コーデックス委員会規程第 6 条に記述されている通りに維持することとなった（CAC(26) ALINORM 03/26/11Add.2 の中の Proposal 9）。また、評価書では、執行委員会のメンバーについて、仮に Executive Board が設置されるなら、それは小さな組織とし、基準策定の管理についてはより広範なメンバーを含む組織とすべきと指摘した（CAC(26) ALINORM 03/26/11Add.2 の Proposal 11）。しかし執行委員会は上記のように両方の機能を維持したうえで、<u>地域調整国のメンバーへの追加等による執行委員会メンバーの拡大がなされた。</u> 執行委員会は評価報告書の勧告が出された後に <u>基準策定の進行についてレビューし勧告する「クリティカル・レビュー」の機能と、オブザーバー申請のレビューを追加したが、これらの機能において執行委員会は十分な役割を果たしていないとコーデックス事務局は指摘している。</u></p>
<p><b>Recommendation 9 及び 10 執行委員会の機能とメンバー構成について</b></p>	<p><b>概要</b></p> <p>Recommendation 9：執行委員会(Executive Committee)を、<u>規格策定に関する権限を含まない、より戦略的かつ管理的な責任を有する執行理事会(Executive board)に改編すべきである。</u> 執行理事会の機能としては、戦略計画の立案、予算の策定、中間計画の作成、部会や特別部会の作業手順についての監督・勧告等である。</p> <p>Recommendation10：執行理事会は小規模であるべきである。メンバーには、消費者、産業界、生産者を代表する各 2~3 名のオブザーバー及びコーデックス事務局と FAO/WHO も含まれるべきである。</p> <p>-----</p> <p><b>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第 26 回総会では、<u>現在の執行委員会を引き続き戦略的かつ規格管理組織（strategic and standard management）の機能を保持させることで合意し、Executive Board の設置案は実行されなかった。</u> <u>地域調整国（regional coordinator）をメンバーとして追加することで執行委員会の拡大をした。</u> これに対しては、<u>執行委員会の効率性が損なわれるのではないかと、地域調整国と地域代表（regional member）の役割についても明確にすべき、といった意見が多く</u>の国から寄せられた（para42）。</li> </ul>

- ・執行委員会はあたかも制限されたCACのようだと指摘もなされた( para43 )、地域調整国と選出された regional member の役割に対する混乱を解消すべく、CCGP では、前者が地域の利益の代表をし、後者はコーデックス全体の利益を代弁すると明確化した。しかし実際はそれぞれの役割を巡る混乱は解消されていない( para43 )
- ・また執行委員会に、参加者のアドバイザーとして2名連れていけることがさらに参加者の増大を招き混乱も助長した。ただし、オブザーバーを参加させることについては検討されなかった( para44 )
- ・評価書後執行委員会に新たに追加された業務は、クリティカルレビューとオブザーバーの申請のレビュー(しかしこれはFAO/WHOの法務部によって確認されるべきこと)。なお、戦略計画の起草は小委員会(sub-committee)で実施( para45 )
- ・評価書後の執行委員会の業務の変更も構成の変更も良いインパクトを持ったといえない。現在の執行委員会は単に総会と同じような議論の繰り返しに過ぎない( para47 )
- ・執行委員会の役割は総会で議論される事項にアドバイスをすることだが、開催時期は年に1度総会の直前で、この開催のタイミングも機能を十分に発揮することを妨げているのではないか( para49,50 )
- ・とはいえ、執行委員会の小委員会(sub-committee)や議長・副議長とコーデックス事務局のインフォーマルな会合は執行委員会や総会に対する議論への備えにおいて有用( para51 )

**【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】**

Recommendation 9 について

CAC (26) の議論 (proposal の 7,8,9,10 に相当) : CAC(26)は執行委員会が事務局とともに規格策定と戦略管理機能の両方の活動を行うべきとした。また、現在執行委員会が行っていない機能については削除するため、手続きのルールが修正されるべきとした。

2009 年の実施状況報告 : CAC(27)では、議長の任命のクライテリア、コーデックスの部会と特別部会の議長国のガイドライン、コーデックスの部会と特別部会の実施に関するガイドライン、コーデックスの部会と特別部会の議長のガイドラインを採択。執行委員会が他の部会と緊密に連携し、戦略枠組みと作業の優先順位策定のクライテリアに従って規格策定の進捗をモニターし、クリティカルレビュー機能を行使することに合意。

CAC(28)は、執行委員会の拡大と執行委員会の機能とそれに伴う現行 rule X の修正に関わる、RuleV.2 の修正を採択した。

CAC(29)は次の文書を採択した。コーデックス規格の策定に関する手順の修正 (ステップ 8 に関するガイドを含む) 経済的影響に関するステートメントの考慮、コーデックス規格の改訂と修正の手続きガイドライン及びそれに伴う、コーデックスの部会と特別部会の実施に関するガイドラインの修正。

Recommendation10 について

CAC (26) の議論 (proposal 11 に相当) :

- a) 執行委員会の拡大 : 執行委員会が地域調整国をメンバーとすることに合意 (ただし、いくつかの国が、その戦略的規格管理組織としての有効性に疑問を呈し、地域調整国と地域代表の役割の明確化が求められるかもしれないと指摘した) proposal 12 の、オブザーバーの議論への参加に関する議論については先送りした。
- b) 執行委員会の参加の制限 : 執行委員会の会議への参加をメンバーを代表する一名に制限するという提案は、コンセンサスが得られなかった。
- c) プログラム・予算・計画のための小委員会の設置 : 執行委員会はプログラム・予算・計画のため、小委員会を設置できるとした。

d) 執行委員会参加の資金提供：途上国の会議出席のための予算（FAO/WHO トラストファンドからではなく）についての規定を作るべきとした。

Proposal 12にあるオブザーバーについて、メンバーの多数が執行委員会への参加を支持した。また、国際機関は、制限はあるが明確に定義された発言権を持つオブザーバーと認めた。オブザーバーの執行委員会への参加に原則として反対する少数のメンバーもいた。参加に関する明確な規定がFAO/WHOとの協議の基となされるべきとされた。

2009年の実施状況報告：CAC(28)では、Proposal 11に関して、CCGPが提出した、執行委員会の拡張と機能及び関連する現行のRuleXへの修正、RuleV.2の修正を採択した。Proposal 12に関しては、執行委員会におけるオブザーバーの積極的な参加について検討をしないとCCGPが結論付けたことを受けて、インターネットでの録音公開の可能性を検討することに合意。

CAC(30)は、試行的になされた総会と執行委員会のオーディオ録音のウェブサイトへ掲載を継続的に実施するべきとした。

2009年以後の展開：総会の議長と副議長（Bureau）の会合、コーデックス事務局、FAO、WHOは2009年から定期的開催された。

補足・参考

- ・参考：クリティカルレビューについては手続きマニュアルのセクション2 Elaboration of Codex Texts の Part 2 Critical Review Monitoring Progress of Standards Development

- ・補足：参加メンバーの範囲について

メンバーの包括性や透明性（公開・非公開）と効率性の観点から過去の議論では論じられている（小さい組織にすると包括性や透明性を損ねる。一方で大きすぎると総会との違いがなくなるし、コンセンサス形成や迅速な対応が困難となる）。

- ・参考：参加メンバーの範囲に関連する ALINORM 03/26/11Add.2 の議論では以下が論じられた。

透明性の点について、執行委員会の会議では執行委員会メンバーではない総会メンバーや関係国際機関のオブザーバー参加が認められるべきであるが、予算等に関して議論する下部委員会の会議は非公開とする。オブザーバーの地位に関しては幅広い意見があり、また、生産者や消費者の団体に執行委員会へのオブザーバー参加を認めるべきとの勧告に対しては賛成から反対まで様々な意見であったし、その選出方法が課題である。さらに、この勧告に従えば、執行委員会メンバーでない総会加盟国よりも大きな権限をオブザーバー団体に与えることになってしまう。そこで事務局は、オブザーバーに事前の文書提出権を認める一方、議長の許可のない発言は認めないという制限を加えることを提案している(ALINORM 03/26/11Add.2para.27 para.28-29)。

以上を踏まえ、第一に、加盟国の参加を予算等の議論については制限し、政策や規格に関する議論については拡大すること。第二に、オブザーバーの参加を性質に関して制約を加えつつ拡大することが論じられた(ALINORM 03/26/11Add.2para.27para.31)。

- ・参考：メンバー資格の経緯

評価書前は、地域調整国のオブザーバー参加（第4回総会(1966年)で決定）、各地域で選出されたメンバー国から代表1名とアドバイザー2名の参加（第18回総会(1989年)で決定）となっていた(CAC(26) ALINORM 03/26/11Add.2 para.25)。

その後、コーデックス事務局の地域調整国をメンバー（ex officio member）に任命することで執行委員会を拡大したほうが良いとの提案がなされ、メンバーが拡大された(CAC(26) ALINORM 03/26/11Add.2 para.26)（他方、各メンバー国のアドバイザー2名の出席は認めず、参加者数を減らすべきともしていたがこれはそのままとなった）。なお、この時の提案では、コーデックス事務局

	<p>局は執行委員会の下には、プログラム策定、予算、計画に関する下部委員会 ( the Sub-Committee on Programming, Budget and Planning)を設置したほうが良いとしていた (この委員会は執行委員会副議長 3 名と地域代表 7 名で構成される) (CAC(26) ALINORM 03/26/11Add.2para.27)。</p>
<p><b>Recommendation 11</b> <b>基準策定の進行状況等の管理について</b></p>	<p><b>概要</b> 規格策定作業の管理機能は重要な機能であり、これは新たに設置する基準策定管理委員会 ( Standards Management Committee ) によってなされるか、執行理事会によって強化・形成されるべきである。</p> <p>----- <b>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・規格策定管理委員会 ( Standard management committee ) は結局設置されなかった。代わりに執行委員会が新規作業や基準の進行状況を監視したが、<u>執行委員会</u>が作業の迅速化や停止を求める勧告はほとんどなされなかった ( para52,53 )。</li> <li>・2 年おきの戦略計画という提案は、コーデックス手続きマニュアルに記載されたものの実行されてない。実行されれば、新たな問題の特定 ( 1 . 2 ) にも役立つ可能性がある (para55)。</li> <li>・執行委員会の現在の構成、会議開催のタイミング、開催頻度、議論の内容では執行委員会の規格策定管理機能を十分に発揮できるとは言えない ( para57 )</li> </ul>
	<p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b></p> <p>CAC ( 25 ) の議論：CAC(25)は事務局へ規格管理と規格策定手続きに関する各国のコメントの分析を要請。</p> <p>CAC ( 26 ) の議論：proposal 13 について、戦略計画の文書の準備を事務局が執行委員会と共同で作業することに合意 (戦略計画の策定は、発展途上国に特別な配慮がなされるべきとされた)。Proposal 14 及び 15 については、提案通りプロジェクト文書、作業の優先順位定立のクライテリア改訂を含む、クリティカルレビュー手続きについて合意。Proposal 16 については、規格策定管理委員会設置への支持がなかったことを再確認し、執行委員会がクリティカルレビューを担うとした。Proposal 17 について CAC(26)は、執行委員会が規格案 ( draft standard ) の進展状況 ( 五年以内 ) をレビューし、総会に報告すべきとした。Proposal 25 及び 26 については、CCGP に対して、proposal 25 に記された手続きルールへの追加・修正を 2004 年の会議で早急に採択することを求めた。ALINORM03/26/11part2 にある残りの追加修正事項については 2005 年の総会での採択を求めた。</p> <p>2009 年の実施状況報告：Proposal 14 及び 15 について CAC(27)は、コーデックス規格と関連する文書の修正を採択した。Proposal 25 及び 26 について CAC(28)は、執行委員会の拡大と機能に関するルール V.2.と、CCGP から提出されたルール X のそれに伴う修正を採択した。</p> <p>2009 年以後の展開：2011 年からクリティカルレビューに討議文書の情報が追加された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補足：クリティカルレビューの必要性や課題については CAC(26) ALINORM 03/26/11:Add.3 Proposal 15 及び 16 の中で提示。その後の執行委員会におけるクリティカル・レビューの機能不全については、多くの指摘がなされている ( Recommendation10 の補足を参照 )。</li> <li>・参考：規格策定管理の責任に関する ALINORM 03/26/11:Add.3 における関連する事項 第 25 回総会での回覧状 CL2003/8-CAC への回答から、評価報告書が掲げた Standard Management Committee(規格策定管理委員会)設置に対する支持はほとんどなく、規格策定管理機能を執行委員会に委ねることが提案された ( ALINORM 03/26/11:Add.3 para.18)。</li> </ul>

	<p>なお、この時に、仮に規格策定管理委員会が設置された場合のメンバーについての提案もあった(para.20)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域から選ばれた 20 のメンバー（北米を除き各地域から 3 か国ずつ）</li> <li>・持ち回りで任命される、規則 1.(b)の下で設置された部会/特別部会の議長 5 名</li> </ul> <p>規則 1.(b)の下で設置される規格策定管理委員会は、毎年総会の開会前に 6 週間以上前に開かれ、総会に報告を行わなければならない。委員会は独自に議長を選出し、委員会のメンバーでない部会/特別部会の議長を召集する権限を有す。委員会には、国際的な政府間組織や非政府組織がオブザーバーとして参加できる。規格策定管理委員会の機能は、新規作業のクリティカル・レビューと規格策定の進捗状況の監視である (ALINORM 03/26/11:Add.3 para.21,22)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参考：二年置き戦略計画について PROCEDURES FOR THE ELABORATION OF CODEX STANDARDS AND RELATED TEXTS における Part 1. Strategic Planning Process の 2. The strategic plan shall cover a six-year period and shall be renewed every two years on a rolling basis. と記されている。CAC(26) ALINORM 03/26/11:Add.3 Proposal 13 においても第 27 回総会から取り組むよう指摘されていた。</li> </ul> <p>ただし、2 年ごとに 6 年分の計画を提示するには相当執行委員会の戦略的能力が高められる必要があり、機能・構造・開催タイミングと回数の見直しが必要かもしれない。</p>
<p><b>Recommendation 12</b> 総会・執行委員会の開催タイミングについて</p>	<p><b>概要</b> コーデックス総会は毎年開催されることが望ましい。しかし、もし執行理事会や作業管理委員会が効率的に機能するのであれば、隔年で会合を開くことでコストを削減することも可能と思われる。 補足：評価書が行われた当時は、総会の開催頻度は二年に一度であった。</p> <hr/> <p><b>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総会を年に一度の開催とすることは以下の問題をもたらした：<u>コーデックス事務局の作業負担が増大、作業の効率性が向上した部会もあるが、全体としての効果は不明、時宜を得た対応や新規作業の迅速な開始に寄与、コーデックスやコーデックスに関連する作業への意識の向上に寄与、総会の議論の繰り返しとなる執行委員会の開催の必要性を減じた ( para58 )</u></li> <li>・<u>総会の開催頻度の向上は全体として良いインパクトをもたらしたが執行委員会の開催頻度の減少はあまり効果がみられない ( para59 )</u></li> <li>・執行委員会が戦略的役割を果たすには、<u>タイミング、開催頻度、構成を検討すべき ( para60 )</u></li> </ul> <p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b> CAC ( 25 ) の議論：会議を毎年開催することは合意したが、発展途上国の参加促進に不可欠なトラストファンドの運営の関係に留意した。 CAC ( 26 ) の議論：proposal 1 に関して、開催頻度は会議のタイミングと議題の性質を踏まえるとした。 2009 年の実施状況報告：2004 年の CAC(27)から毎年総会が開催されている。議題の構成は同じでそれを変更することについての検討や実行はなされていない。執行委員会は、2003 年から年に二回開催され、規格策定の監視と新規作業のクリティカルレビューを行っている。また、法的にはステップ 5 で草案の採択をできるが、そうしたことは行っていない。 2009 年以後の展開：その後執行委員会は 2010 年から 2 年に 3 回にされ、2013 年からは総会にあわせて 1 年に 1 回になった。</p>

	<p>補足：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参考：会議のタイミングに関する PM の記載 6. Sessions of the <u>Executive Committee may be convened as often as necessary</u> by the Directors-General of FAO and WHO, in consultation with the Chairperson. The Executive Committee shall <u>normally meet immediately prior to each session</u> of the Commission.</li> <li>・参考：会議開催のタイミングに関する ALINORM 03/26/11Add.2 の議論 評価書は執行委員会/理事会は管理機能を果たすため半年ごとに開かれるべきとの勧告を出し、事務局も支持した。他方、その下部組織（プログラム策定、予算、計画の詳細を担う）は、必要に応じて、特に FAO や WHO の予算準備段階において開かれればよいとした (CAC(26) ALINORM 03/26/11Add.2para.27 para.30)。</li> </ul>
<p><b>Recommendation 18</b> 規格策定に所要する時間について</p>	<p><b>概要</b> 全ての部会及び特別部会の業務に期限を設けること。どのような基準の策定も総会において承認されない限りは5年以上の歳月をかけるべきではない。</p> <hr/> <p><b>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b> ・コーデックス事務局の調べによれば、コーデックスの作業一般にかかる時間は平均 4.2 年、食品安全に関連するものは 3.5 年であった。これまで 5 年の制限が用いられたことはない。今のところクリティカルレビューも規格策定作業の迅速化に寄与してない ( para61,62 )</p> <p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b> Recommendation 11 を参照。</p> <p>補足：クリティカルレビューの勧告を受けても、長く議論が続いた案件も多い（遺伝子組み換え表示の文書は 1993 年から開始して 2010 年までかかった。ミネラルウォーターの規格なども長かった。その他、ステップ 8 で留め置かれた案件も関連する。）このため、クリティカル・レビューが迅速化に寄与しないという議論がなされる。</p>
<p><b>Recommendation 27 執行委員会におけるオブザーバーの参加について</b></p>	<p><b>概要</b> コーデックス手続きマニュアルに基づいてオブザーバーのあり方を再検討すべき。a) オブザーバーが国際的であることを担保できるよう、より厳格な基準を設けるべき（新たなクライテリアは現在すでにオブザーバーのステータスを持っているものについてもあてはまる）b) オブザーバーも執行理事会と基準策定管理委員会が設置された際には参加できるようにすべき。</p> <hr/> <p><b>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b> ・オブザーバーの選出基準の厳格化がなされたが、その結果その分野の代表にふさわしいオブザーバーが選出されているのかは不明 ( para63 )。何年も実質的な活動していないオブザーバーもいるのでコーデックス事務局は見直しをすべき。 ・執行委員会へのオブザーバーの参加は望ましくない。必要に応じて特定の技術的問題においてオブザーバーの参加を認めるということは考えられる ( para65 )</p> <p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b> CAC ( 26 ) の議論 ( proposal 28 に相当 ) : FAO、WHO、法律顧問 ( legal counsel ) にオブザーバーのステータスの状況について次の総会で報告するよう要請。 2009 年の実施状況報告 : CAC(28)は Rule .5 のオブザーバーの修正と、国際</p>

	<p>NGO のコーデックス委員会への参加に関する原則の修正を採択した。</p> <p>2009 年以後の展開：コーデックスのオブザーバーのレビューがなされ、いくつかのオブザーバーの参加が取り消された。なお、WHO は、公式な関係付与も含む NGO との関係に関するルールの見直しを開始した。これは、国際 NGO のコーデックス委員会への参加に関する原則のセクション 4.1 の実行にも関連する。</p>
	<p>2.4 Structure of Codex Subsidiary Bodies</p>
<p><b>Recommendation 16</b> <b>コーデックス部会構成のあり方について</b></p>	<p><b>概要</b></p> <p>合理化という観点から、<u>コーデックス各部会の作業の見直し、部会間の業務の再編成、部会の再編成について検討をする。</u>また、a) <u>個別食品部会の作業は時間的な特別部会を利用すべき</u>、b) <u>特別部会の作業で継続的な作業の必要性が認められない限り新たな部会の設立はなされるべきでない(水平的な分野においてすら)</u>、c) <u>個別食品部会における健康安全にかかわる問題は最小限にし、関連する一般問題部会と特別部会によって対応すべき。</u></p>
	<p><b>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コーデックス部会のレビュー（2005 年実施）に関する全ての勧告（特に個別食品部会に関する勧告）が実施されたわけではない。個別食品に関するコーデックス作業に大きな再編はなかった(para.66)。</li> <li>・2012 年、スパイス部会(CCSCH)が新設された(para.67)。</li> <li>・休会となった部会も多数ある（CCNMW、CCCP、CCMMP）問題が生じた際に再開している（CCMMP や CCS） para.69)。</li> <li>・食品添加物・汚染物質部会(CCFAC)は CCFA と CCCF に分離された。CCMH は無期限休会となり、その任務の一部は CCFH に引き継がれた(para.72)。</li> </ul> <p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b></p> <p>CAC（26）の議論（proposal 5 に相当）：CAC(26)は、全ての部会と特別部会は、討議文書で示された提案のもと、会議の回数削減等を念頭に、レビューすべきとした。</p> <p>2009 年の実施状況報告：CAC(27)は、部会と特別部会のレビューのため TOR を決め、CAC(28)に勧告が提出されるよう合意。CCFAC は CCFA と CCCF に分けられ、CCMH は無期限に休会（その業務のいくつかは CCFH へ）、CCNMW、CCCP、CCNMP 等が無期限に休会とされた。</p> <p>2009 年以後の展開：CCSCH が 2013 年に設置された。個別食品部会のほとんどは、規格の品質（quality provision）に関する作業にフォーカスし、安全（safety provisions）に関するものは一般問題部会（CCFH、CCPR、CCRVGF、CCFA）で検討がなされた。</p>
	<p><b>補足</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参考・重要：<u>二回目のレビュー（CL 2005/29-CAC, Proposal の 5～7）の議論で、コーデックスの組織構成についての見直しの議論は再び取り上げられた。</u>その結果 2008 年の総会では、<u>将来的（具体的には 2011 年）に再度組織構成のあり方についての見直しをすとしていた（ALINORM 08/31/REP）のだが、その後そうした作業が行われていなかった。</u></li> <li>・参考 Codex Committee Structure and Working Procedures (para15) ...Commodity committees will be of reducing importance and commodity (vertical) work should be handled through task forces of limited duration, rather than committees. Even in horizontal areas, no new committee should be established until the continuing need and possibilities for progress have been established in a task force. Task forces should also be used to facilitate work involving more than one committee....</li> </ul>

2.5 Efficiency of Committee Work	
<b>Recommendation 21</b>	<p><b>概要</b> 議事録は、議論よりも決定事項に焦点を当てた、行動志向のものであるべきである。</p> <p><b>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b> ・部会の議事録は、作業の成果を執行委員会や総会に通知することが主な目的だが、加盟国や事務局に対して、会議での決定やその後とるべき措置について重要な情報を提供する(para.73)。 ・詳細な議論の記録への加盟国のニーズに応えるため、<u>総会と執行委員会で録音が導入された</u>(para.74)。 ・<u>手続マニュアルと総会の決定が、議事録に関する指針となる</u>(para.75)。</p> <p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b> CAC (26) の議論 (proposal 35 に相当) : 提案内容について原則として合意。2009 年の実施状況報告 : CAC(28)は、これ以上の手続きマニュアルの改正は必要ないとした。報告の長さ、文書の時宜性については、執行委員会、CCGP、その他の委員会で何度か議論があった (2008 年、CCEXEC(61)はコーデックス総会と部会の会議報告文書の長さと内容に関する勧告をし、CAC(31)で合意した。さらに CAC(32)でも議論され、チリが CCGP で議論するための討議文書を準備した。)。 2009 年以後の展開 : CAC(32)の後も、執行委員会、CCGP、CCLAC、その他の委員会で、報告の長さや文書の使いやすさについて何度も話し合われた。CAC(37)は、文書がタイミングよくすべての言語で準備されるよう勧告した。</p>
<b>Recommendation 23</b>	<p><b>概要</b> 全ての規準策定において、現行の 8 ステップある手続きを 5 ステップに簡素化すべきである。ステップ 5 の段階で総会は修正をすべきでなく、以下の 3 つのいずれかの判断をすべき ; 採択、修正事項を求めるために部会に差し戻す、作業の停止</p> <p><b>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b> ・総会は、ステップ 6 と 7 を省略してステップ 5/8 で、大多数の規格を採択している。作業部会の利用が増加したことがその理由の一つかもしれないが、<u>作業部会の激増によって加盟国や FAO/WHO、コーデックス事務局の負担が重くなっており、さらなる評価を要する</u>(para.76)。 ・<u>勧告や提案は、ステップ 8 において規格案を留め置く可能性に言及していない</u>(para.78)。 補足 : 総会、CCGP で大きな議論となった「ステップ 8 問題」が関連する。</p> <p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b> CAC (26) の議論 : proposal 18 に相当。CAC(26)は、accelerated standard はコンセンサスで採択されるべきであるため、3 分の 2 の多数という要件を外すことが、必ずしも手続きを単純化しないとされた。また、8 ステップの手順を維持し必要な時には既存のメカニズムで迅速に手続きをすることに合意。</p>
<b>Recommendation 24 意思決定におけるコンセンサスと投票について</b>	<p><b>概要</b> コンセンサスが規範たるべきで、<u>コンセンサスに関する明確な定義</u>を作るべきである。その定義は、「<u>一加盟主体以上からの正式な反対の表明がないこと(no formal objection by more than one member present at the meeting)</u>」とすることを提案。a) 総会に採択を諮る前に部会はコンセンサス確保すべき、b) ファシリテーターはコンセンサス形成を図ることを目的とすべき、c) 「ほぼコンセンサスが形成された (near consensus)」の場合、部会は総会に判断を仰ぐべき。その際</p>

	<p>に包括性と正当性を目的として諮問を目的とする postal balloting system の利用も検討されるべき、d) 総会において near consensus 以上のものが合意されない場合は、投票も考えられるが、出席者の 3 分の 2 以上の賛成が必要とされるべきである。</p> <p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b></p> <p>CAC(26)の議論 (proposal 34 に相当): CAC(26)は原則として提案に賛成した。2009 年の実施状況報告: CAC(28)では、インド代表がコンセンサスの定義を含む提案を行い、次の会議で検討することに合意。しかし CCGP(21)では、コンセンサスの定義に関する新規作業をすすめないこととした。その後、CCGP(25)では、事務局が用意した討議文書に基づきレビューし以下に合意。</p> <p>(a) 事務局は、議長のためのパンフレットの作業を継続すること  (b) コンセンサスが困難な事項は議長らの非公式の会合と執行委員会で検討し  うること  (c) 事務局は、総会の際に引き続き非公式の議長らによる会合を開くこと  (d) ファシリテーターの選択は関係する部会で判断すべきとすることによる効果についての修正をコーデックスの部会と特別部会の議長らへのガイドラインに盛り込むこと</p> <p>CAC(32)はコーデックスの部会と特別部会の議長らのためのガイドラインへのファシリテーターの使用を修正することを採択した。</p> <p>2009 年以後の展開: CAC(33)は、コーデックスの部会と特別部会の議長国へのガイドラインに、継続的に反対されている問題に関する修正をした。</p>
	<p>補足: 投票に関する事例でしばしば論じられるのは、ラクトパミンの MRL を巡る投票問題である。欧州は、単純過半数に基づき、わずか数票差で採択されたことに対してコーデックスの正当性にかかわる問題、と激しく非難していた。この問題は CCRVDF のみならず、総会や CCGP などでも議論が行われた。</p> <p>補足: なお、現在各国や議長用のコンセンサスに関する(議会運営等)手引きが策定されている、その他議長向けセミナーなども行われている。</p> <p>補足: CCGP では第 25 回と第 26 回の会議において、コンセンサスの概念とコーデックスにおけるその適用についての議論が行われた。当時日本は現在のガイドラインで必要事項は十分に網羅されており、さらなる変更は必要ないとの意見を表明していた。</p> <p>また、手続きマニュアルにおいては、以下の項目がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ GUIDELINES TO CHAIRPERSONS OF CODEX COMMITTEES AND AD HOC INTERGOVERNMENTAL TASK FORCES の中に常にコンセンサスの形成に努めることと、コンセンサス形成の責任は議長にあるとされている。</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;"><i>The chairpersons should always try to arrive at a consensus and should not ask the Committee to proceed to voting if agreement on the Committee's decision can be secured by consensus....</i></p> <p style="margin-left: 40px;"><i>Much of the responsibility for facilitating the achievement of consensus would lie in the hands of the Chairpersons.</i></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ Measures to facilitate consensus. (Adopted in 2003)</li> </ul> <p>・ 参考: 国際シンポジウムにおけるアンナマリア・ブルーノ氏(コーデックス事務局)の資料におけるコンセンサス形成に関する見解<sup>5</sup></p> <p style="margin-left: 40px;"><i>Consensus in Codex does not have to be unanimity but there is no definition</i></p>

<sup>5</sup> 東京大学 政策ビジョン研究センターウェブサイト

国際シンポジウム『食品安全規格の国際調和とその課題-コーデックス委員会の役割』における、コーデックス事務局アンナマリア・ブルーノ氏による発表資料

<http://pari.u-tokyo.ac.jp/event/smp141108.html>

	<p><i>There is a common understanding but some concern that the concept is not applied equally across Committees</i></p> <p>コンセンサス形成を促進する手段として Use of a facilitator , Satisfaction survey (including question on chairperson) , Problematic issues to be brought to the CCEXEC and the informal meeting of chairs for appropriate action , Convening an informal meeting of chairs , Explore possibilities for developing a reference document for delegates on consensus building</p>
<p><b>Recommendation 26 および 28 部会の共同開催について</b></p>	<p><b>概要</b></p> <p>Recommendation 26 : 各部会において同等の地位を有する共同議長による会議の開催を奨励すべき。共同議長の一方は発展途上国から選ばれるべき。</p> <p>Recommendation 28 : リソース、内容等を含めて議長国となるにあたって必要となるクライテリアを設けるべき。部会会議間の作業部会、共同開催国における会議開催に最低限のコミットをホスト国は担うべき。</p> <hr/> <p><b>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同開催は、各国の意識を高めハイレベルでの政策への関与を深めるのに特に有効であると分かった。が、開催費用を両者で負担するという点にはつながっていない(para.83,84)。</li> <li>・議長国に適用する基準は現状必要ないと思われるが、議長国を担っている国の分布は偏っていることも確か ( para86 )</li> <li>・共同議長国による開催をもっと安定的に実施し、それを将来的な議長国のスムーズな移行・ローテーションにつなげることも考えられる ( CCFAC から中国の CCFA と CCPR )</li> </ul> <hr/> <p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b></p> <p>Recommendation 26</p> <p>CAC ( 26 ) の議論 ( proposal 32 に相当 ) : CAC(26)は CCGP で検討するよう要請。2009 年の実施状況報告 : CAC(28)は、共同議長はケースバイケースで取り組みの検討がされるべきとした。食品衛生部会 ( アメリカとアルゼンチン ) と魚類・水産製品部会 ( ノルウェーと南アフリカ ) では共同議長による良い成果が得られたことが報告された。</p> <p>2009 年以後の展開 : CAC(33)は、共同開催の手配に関するコーデックスの部会と特別部会のガイドラインの修正を採択した。コーデックスの会議の共同開催の手順は以下にある (<a href="http://www.codexalimentarius.org/meetings-reports/co-hosting-meetings/en/">http://www.codexalimentarius.org/meetings-reports/co-hosting-meetings/en/</a>)。また、共同開催の準備に関する分析は CAC(32)で提出された。</p>
<p><b>Recommendation 20</b></p>	<p><b>概要</b></p> <p>部会の会議と会議の間に行われる作業部会を規格策定に有効活用すべき。その際にはコンサルタントやファシリテーターを用いるとよい ( そうした経費は議長国が担う ) 。こうした会議を開催する際には、書面で提出されたコメントを十分に考慮する ( 物理的に参加できないものへの配慮の為 ) 、電子作業部会を主とする ( 物理的作業部会は参加の包括性を損なうので ) 、知識のある NGO などが初期段階の規格策定に用いられるべき。</p> <hr/> <p><b>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子的作業部会及び物理的作業部会の実施は、概して効果があり、良いと考えられている ( para.90 ) 。物理的作業部会は参加費用の問題があるので減少傾向にある ( para.91 )</li> <li>・電子プラットフォームやその他のツールによって、電子作業部会の効率性が今後さらに増すかもしれない ( para.93 ) 。</li> </ul>

	<p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b></p> <p>CAC (26) の議論 (proposal 19,20,21 に相当): CAC(26)は、原則として三つの提案全てに賛成。電子作業部会に関しては、意見交換の手段であり意思決定のためのものではないと確認した。物理的作業部会は、全てのメンバーに開かれ、発展途上国の参加を考慮し、部会でのコンセンサスがある場合のみ設置され、他の手段も検討されるべきとされた。</p> <p>2009 年の実施状況報告: proposal 19 に関連し、CAC(28)で試験的にファシリテーターを用いることを検討するという CCGP(21)の結論を支持。また、proposal 20 及び 21 に関連して、物理的作業部会と電子作業部会のガイドラインを採択。また、CAC26 はコンセンサス促進の方法を採択した。</p> <p>2009 年以後の展開: CCFL では GM 表示の問題解決のため、facilitated session が催された。Friends-of-the-chair approach が、ラクトパミンのための MRL の論点へ取り組むためにとられた。</p>
<p><b>Recommendation 19</b></p>	<p><b>概要</b></p> <p>透明性、科学的アドバイスの有効性、意思決定の迅速化の確保のためにリスク管理とリスク評価の機能を明確に分離すること。</p> <hr/> <p><b>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部会間で「優れた取組(good practice)」の経験を共有するプロセスが進行中であり、いくつかの改善がみられたが、依然として、部会によってリスク分析の原則の適用にばらつき・不整合があるようだ(para.97)。</li> <li>・各部会が適用する手続きに関する CCGP のレビューは、その状況について更なる情報を提供するものと期待される(para.98)。</li> </ul> <p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b></p> <p>2009 年以後の展開: すべての関連する部会は、それぞれのリスク分析の適用を改訂した。CCGP29 は、事務局の用意した、関連部会間でのリスク分析の文書 (text) の一貫性に関する文書(document)を検討する予定。</p>
<p>2.6 No further action recommended at this moment</p>	
<p><b>Recommendation 6</b></p>	<p><b>概要</b></p> <p>コーデックスは、リスク評価者が各部会に対して科学的なアドバイスをする際に使用する許容保護水準(ALOP)についてのガイドラインを作成し、WTO 紛争の範囲を減じること。</p> <hr/> <p><b>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SPS 協定の定義と一致した ALOP の定義が (例えば CCFICS の GL 等) 多くのコーデックス文書に含まれている(para.99)。</li> </ul> <p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b></p> <p>CAC (26) の議論: proposal 4 に相当 CAC26 は、将来必要であればその論点が再び検討されるかもしれないとの理解のもと、この段階では更なる行動をとらないことを決議した。</p> <p>2009 年の実施状況報告: コーデックス内で ALOP を定義する試みはなされなかったものの、リスク分析原則とセクターごとの文書 (sector-specific documents) の採択によりそのリスク分析過程を一貫性のあるものとするよう活動してきた。</p>

<p><b>Recommendation 8</b></p>	<p><b>概要</b></p> <p>コーデックスと OIE は業務の重複を最小限にするため、両者の協力関係を強化すべき (MOU などで公式に)。両者が共通に関心を持つ事項については共同部会 (joint task force) を設置して取り組むべき。また、IPPC との協調関係も維持されるべきである。</p> <hr/> <p><b>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ OIE との協力関係は、事務局の意見交換や会議への参加を通じて、途切れることなく強化されている。また、CCGP で OIE との協力関係についてのガイダンスが策定された。</li> </ul> <p>(para.100)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>OIE とコーデックスの共同規格のための手続きを正式なものとするとの提案は、議論されたが、コーデックス加盟国の支持を得られなかった</u>(para.101)。ただし、FAO/WHO と OIE は MOU を制定・改訂した。この三者間では定期的に会合が開かれる ( para.102 )。</li> </ul>
	<p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b></p> <p>CAC ( 26 ) の議論 ( proposal 37 に相当 ) : CAC(26)は「農場から食卓へ」の取り組みを確保するためにコーデックスと OIE が規格策定の作業の重複とギャップを回避するため協調を深めるべきとの勧告を支持。</p> <p>2009 年の実施状況報告 : CAC(28)では国際政府間組織との協調に関するガイドラインを採択した。また、コーデックスと OIE の協力に関わる以下の勧告を支持した OIE による規格策定作業への積極的参加の継続と関連する活動の定期的報告、コーデックスの各部会は OIE との協力改善を検討して執行委員会に報告、OIE は総会に APFSWG の成果を含む関連する作業のサマリーレポートを提出すること、コーデックス事務局の APFSWG<sup>6</sup>への参加。コーデックスについての言及がある FAO/OIE と WHO/OIE の協定は 2004 年にアップデートされた。FAO と WHO によれば、法的にはコーデックスと OIE の MOU が可能とされた。FAO、WHO、OIE の協力関係の強化が、コーデックスの作業上の協力に資するとされた。</p> <p>2009 年以後の展開 : CAC(37)は、CCGP(28)の提案に基づきコーデックスと OIE の協力を促進するためのガイダンスを支持。2008～2013、2014～2019 のコーデックス戦略計画の目的は、コーデックスと関連する国際組織の協力促進を盛り込んでおり、OIE と IPPC との協力、相互作用に関連する特定の活動が掲げられている。</p>
	<p><b>補足 :</b> 食品安全フードチェーン全体で考えるうえで、OIE とコーデックスの作業で重なる部分もあり、両者の協調は重要である。OIE の側でも SPFFSWG ( the Animal Production Food Safety Working Group ) を設置するなど近年食品安全にも関心を持って取り組んでいる。こうした背景もあり、OIE から公式な形で共同規格の策定等連携についての制度化を求める強い働きかけがあった。しかし、コーデックスの側では、協力をするのが重要との基本的な考えはあっても、両組織間のマンデート、手続き ( 透明性など ) 優先事項等がことなることから正式な形での制度化には懸念が表明された。また、コーデックスは組織上 FAO/WHO の下部組織ということであることから、OIE との国際機関間の正式な合意事項は FAO/WHO との間の問題ともなる。議論の結果第 28 回 CCGP において、法的な意味合いを持たないガイダンスの文書が策定された。</p>

<sup>6</sup> APFSWG は、OIE 事務総長と OIE terrestrial animals code commission へ技術的なアドバイスをするために設立。APFSWG は、屠殺前の段階における、動物由来の食品ハザードの検討、OIE とコーデックスの重複やギャップを特定し調和、協力を強化すること等を目的とする。

<p><b>Recommendation 14</b></p>	<p><b>概要</b>          コーデックス事務局は、<u>独立性とより高い位置づけを持つために</u>、FAO の Food and Nutrition Division (食品・栄養部門) に属するより、FAO 内で独立した組織にすべきである。事務局はコーデックスをより独立した組織にするという計画に沿って、従来通り FAO 及び WHO への報告を行い、また、事務局長の任免はコーデックスとの協議により行われるべきである。</p> <hr/> <p><b>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b>          ・コーデックス事務局は、現在 FAO の Office of Assistant Director General of the FAO Agriculture (農業消費者保護局) に属している(それ以前は FAO Nutrition and Consumer Protection Division に属していた)。コーデックス事務局長はほかの Unit Chief や Division Director らとともに局の運営会議に出ており、これは IPPC も同様である(para.104)。          ・FAO のような巨大組織に属することのメリットは大きい、コーデックスでは意味をなさない運営規則もあるかもしれないことから、今後検討が必要かもしれない。FAO におけるコーデックス事務局の組織的配置については、それがコーデックスの作業プログラムや予算の提案・執行に関する事務局の機能を促進するものとなることを条件に、<u>FAO の上級管理職 (FAO Senior Management) が決定すべきである ( para.105 )</u>。  <u>・コーデックス事務局の人事については、コーデックスとの協議はなされてないし、その必要性もないように思われる。現状は総会と執行委員会に対して人事状況についての報告がなされている ( para.107 )</u>。</p> <p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b>          2009 年の実施状況報告：2002 年から、コーデックスは、FAO Food and Nutrition Division (のちに FAO Food and Consumer Protection Division ) で分離され、FAO プログラムの作業と予算の実行においてコーデックス事務局長が予算保持者の役割をもった。コーデックス事務局長の任命は FAO と WHO によって共同で実施されてきた ( 2003 年、2009 年、2013 年 ) 。          2009 年以後の展開：Food and Consumer Protection Division の廃止後、2013 年から、コーデックス事務局は、FAO の Office of the ADG of the FAO Agriculture and Consumer Protection Department に設置。コーデックス事務局長は、Department of Agriculture and Consumer Protection Division を担当する FAO の ADG に直接報告を行っている。</p> <p>補足：コーデックスが、より高い独立性を持つべきとの指摘が評価書の中でなされているが、FAO/WHO の下部組織であるという組織構造上、人事権や予算面について親組織の意向が重要となるのはやむを得ない部分もあると思われる。他方、コーデックスのインプットがきちんと FAO/WHO の運営プロセスの中に位置づけられることは重要でこれについての議論が必要である。</p>
<p><b>Recommendation 17</b></p>	<p><b>概要</b>          今後 2 年以内に地域調整部会の役割を見直すこと。</p>
	<p><b>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b>          ・これまで<u>地域調整部会のマンデートと役割に関する正式なレビューは行われていない ( para.108 )</u>。<u>地域規格の策定、有効性、地域的配分についての問題は</u>まだ解消できていない。          ・事務局は FAO/WHO と共同で、地域調整部会のコーデックスや FAO/WHO への貢献を強化し、各地域の食品安全専門家のニーズに応えるために、地域調整部会の再活性化 ( revitalize RCC ) を開始した ( para.110 ) 。          ・地域調整部会のより徹底的なレビューがまだ必要とされるかもしれないが、上記 FAO/WHO の取り組みにより解決されるかもしれないので現時点では奨励</p>

	<p>されない ( para.111 )</p> <p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b>  CAC ( 26 ) の議論 ( proposal 6 に相当 ) : 全ての部会と特別部会は、会議の回数削減等を念頭に、レビューされるべきとした。  2009 年の実施状況報告 : CAC(28)は、地域調整部会の重要性を再確認した。また、地域規格策定の関連性を含む手続きマニュアルに示された地域調整部会の委託事項については、CCLAC の提案した委託事項の修正と、それを他の地域調整部会へ適用する可能性につき CCGP でさらに検討することとした。地域調整部会のメンバーシップについては更なる検討は不要とした。開催地・会議開催の間隔について、現行の調整部会の会議の周期を維持し、補完的メカニズムの検討を求めた。とりわけ執行委員会における、地域調整国と地理的代表の役割の明確化について CCGP で検討することを求め、それをもとに第 29 回総会で検討することとした ( 参考 : Recommendation #9 及び 10 参照 )。CAC(28)では、地域調整国、FAO、そして WHO に、関連する地域でのイベント、例えば調整部会の会議と共同するセミナーやワークショップを催すことを奨励した。</p>
<p><b>Recommendation 22</b></p>	<p><b>概要</b>  部会の議長の選定に関する明確な基準が設けられるべきで、それに基づき、執行理事会 ( Executive Board ) によって確認されるべき。議長の研修、評価が重視されるべきで、そうしたことにおけるコーデックス事務局のサポートも認識されるべき。</p>
	<p><b>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議長選出のクライテリアは手続マニュアルに含まれている。事務局が企画した活動や議長間非公式会合は、議長が共通の関心事項について議論するのに有益であった(para.112)。</li> <li>・議長の任命責任は開催国にある(para.114)。</li> </ul> <p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b>  CAC ( 26 ) の議論 ( proposal 29 に相当 ) : CAC(26)は、議長の任命権は議長国がもつとする現状の取決めを維持、他方で、CCGP に議長任命に関するクライテリアを策定することを要請した。Proposal 33 については CAC26 は原則として全ての提案に合意。  2009 年の実施状況報告 : CAC(27)は、コーデックス部会と特別部会の議長に関するガイドラインを採択。コーデックス事務局は、2003 年からコーデックスの議長らの非公式な会合、コーデックス議長の retreats を企画した。  2009 年の実施状況報告 : 2005 年から CAC と CCGP で、議長らの非公式会合が定期的に催されてきた。また、議長同士の交流と交渉・調停技術の強化のため議長のためのワークショップが 2009 年から毎年行われた。さらに議長のパフォーマンスに関する質問を含む満足度調査が 2010 年から全ての部会に導入された。現在 “ Building Common Ground : a guide for Codex delegates and chairs on negotiation, mediation and facilitation methods ” と題する議長の為のマニュアルが完成し、現在 FAO/WHO の内部でレビューしている。</p> <p>参考 : SECTION III: Guidelines for Subsidiary Bodies, GUIDELINES TO CHAIRPERSONS OF CODEX COMMITTEES AND AD HOC INTERGOVERNMENTAL TASK FORCES の中の Criteria for the Appointment of Chairpersons (PM22ed pp.98-99)</p>

<p><b>Recommendation 25 地域共通の利害の表明について</b></p>	<p><b>概要</b>  地域での共通の利益を有する場合、グループとして立場を協調させ、部会の会合でグループの立場の総意を表明すべき。</p> <hr/> <p><b>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b>  ・地域的な立場をいかにして他の機関が考慮すべきかについては混乱が生じている(para.115)。  ・部会や総会の会合に参加できない国であっても、書面によるコメントを提出することはできる。各国グループが厳格な立場を設定することで、交渉やコンセンサス形成が妨げられてしまうかもしれない(para.116)。  ・加盟国は、共同文書・提案の起草や作業部会において協力に成功しており、地域的な立場を設定するよりも適切であるように思われる(para.117)。</p> <p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b>  CAC (26) の議論 (proposal 36 に相当): これについて CCGP に対して 2006 年までに検討するよう求めた。  2009 年の実施状況報告: 2003 年に EC (のちに EU) は、組織のメンバーになった。その時から、EU は各コーデックス会議の前に、Procedure paragraph5 of the codex alimentarius commission の Rule に従い division of competence を示す。</p>
<p><b>Recommendation 29 コーデックスウェブサイトについて</b></p>	<p><b>概要</b>  コーデックスのウェブサイトの改善を早急に実施するための資金を増額すること。</p> <hr/> <p><b>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b>  コーデックスのウェブサイトの改善が現在進められており、双方向性が増しつつある(para.118)。</p>
<p><b>Recommendation 30</b></p>	<p><b>概要</b>  貿易に重要な各国基準 (その適用や分析手法も含めて) に関するデータベースを構築すること。</p> <hr/> <p><b>コーデックス事務局 FAO/WHO の FINDINGS CX/GP 15/29/6</b>  ・GFS、残留農薬、動物用医薬品に関して、オンラインのデータベースが開発された。汚染物質や分析手法に関しては、さらなる作業が行われうる(para.119)。</p> <p><b>【事実関係の補足・CX/CAC 15/38/9-Add.1 から】</b>  2009 年の実施状況報告: 2004 年に加盟国における公式の動・植物衛生と食品安全の情報のアクセスを可能とする IPFSAPH が FAO により設立された。IPFSAPH は、2009 年まで広く用いられた。2008 年の CAC(31)ではコーデックスの “ Guideline for the conduct of food safety assessment of foods derived from recombinant-DNA plants ” に従って評価された各国の GM 食品に関連する情報を集約した portal を設置することを求めたので、IPFSAPH に設置されることとなった。  2009 年の実施状況報告: 貿易関連の食品安全や動・植物衛生のデータベースの開発により IPFSAPH の使用が減少した。その結果、IPFSAPH は継続されないこととなった。GM 食品の安全性評価の情報については 2013 年から別途 GM Platform が設置された。</p>